令和元年 12 月 9 日

令和元年第３回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会報告資料

警 察 本 部

目　　次

Ⅰ　「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく県警察所管条例の見直し結果について

Ⅱ　障がい者活躍推進計画骨子について

Ⅲ　運転免許センターの来場者用新駐車場の運用開始について

Ⅰ　「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく県警察所管条例の見直し結果について

１　条例の見直しの経緯

「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づき、今年度、県警察では、所管している 19 条例　のうち見直し対象となる７条例について見直しを行った。

【県警察が所管する条例】　　平成 31 年４月１日現在

総　数	見直し規定のある条例	今年度見直し対象の条例
19	8	7

＊「見直し規定のある条例」のうち、神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）は令和３年度に見直し予定。

２　今年度見直し対象の条例

(1) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和 60 年神奈川県条例第 30 号）
(2) 神奈川県迷惑行為防止条例（昭和 38 年神奈川県条例第 26 号）
(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和 59 年神奈川県条例第 44 号）
(4) 闘犬、闘鶏、闘牛等の防止に関する条例（昭和 31 年神奈川県条例第 40 号）
(5) 神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例（平成 15 年神奈川県条例第 73 号）
(6) 拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例（平成４年神奈川県条例第 36 号）
(7) 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和 25 年神奈川県条例第 69 号）

３　見直しの結果

(1) 改正を検討

１条例（神奈川県迷惑行為防止条例）

改正検討事項
・第３条（卑わい行為の禁止）における「盗撮」の規制対象場所
・第11条（つきまとい等の禁止）における禁止行為

(2) 改正、廃止及び運用の改善等の必要なし

６条例（神奈川県迷惑行為防止条例以外）

Ⅱ　障がい者活躍推進計画骨子

１　計画の作成及び実施等に関する手続

（１）計画の作成

「ともに生きる社会かながわ憲章」で掲げる「障がい者の社会参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除する」との理念を踏まえつつ、障害者活躍推進計画作成指針に即し、障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画を定めるもの。

（２）計画の公表

県警察における障害者活躍推進計画（以下「計画」という。）作成時及び爾後、計画変更の都度、県警察ホームページにおいて公表

（３）計画の周知

各種会議、イントラネットへの掲載等、あらゆる機会をとらえ全職員に周知

（４）計画の実施状況の点検及び公表

障害者活躍推進係（仮称）を設置の上、毎年度計画の実施状況を点検し、計画の見直し、取組状況等についてホームページ等において公表

２　計画の内容に関する基本的な事項

（１）計画期間

5年間

（２）障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

以下の目標について、毎年度、有識者による点検を実施

ア　雇用率

令和６年６月１日までに障害者である職員（警察官を除く。）の雇用率を３パーセントとする（令和元年６月１日時点の障害者雇用率1.98パーセント）。

イ　定着率

データの十分な蓄積がないことから、以下の数値の改善を目指す。

平成21年４月１日から平成30年４月１日までに採用した障害者である職員の採用１年後の職場定着率83.3パーセント（平均勤続年数３年５月）。

ウ　アンケート結果

データの十分な蓄積がないことから、以下のアンケート結果数値の改善を目指す。※現在実施中

３　計画における取組の内容に関する具体的な事項

（１）障害者である職員の活躍を推進する体制整備

ア　組織面

(ｱ) 県人事担当課長及び関係課長等で構成する「障がい者の活躍推進に関する庁内検討会議」（以下「庁内検討会議」という。）において、毎年度、計画の取組状況等を検証

(ｲ) 学識経験者や障害者団体の役員、庁内検討会議の構成員等で構成する「障がい者活躍推進検討委員会」において計画の取組状況を検証

(ｳ) 障害者雇用推進者の選任

令和元年９月６日、警察本部警務部警務課長を障害者雇用推進者として選任

(ｴ) 障害者職業生活相談員の選任

警察本部警務部警務課課長代理等３人及び厚生課医師等９人を選任の上、相談窓口を設置

(ｵ) 人的サポート体制

身上把握及び指導等担当者[1]（以下「身上担当者」という。）による定期又は随時の面接及び平素の勤務状況の把握に基づくきめ細かなサポートを実施

(ｶ) 障害者活躍推進係（仮称）の設置

令和２年春の定期人事異動期を目安に、警察本部警務部警務課に障害者活躍推進係（仮称）を設置

(ｷ) 精神保健福祉センター、発達障害支援センター、神奈川労働局に設置されている「職場適応支援者」による相談窓口等を障害者である職員に周知し活用を促進

---

[1]身上把握及び指導等担当者とは、職員に対して、個々面接等の日常勤務その他のあらゆる機会を通じて、職員との信頼関係に基づいた身上把握及び指導等を行うもの。（神奈川県警察職員身上把握及び指導等実施要綱）

イ　人材面

(ｱ) 各警察署の副署長及び警察本部各所属の課長代理級職員に対して障害の理解に係る研修を実施

(ｲ) (ｱ)の研修を受講した職員から全職員に対して教養を実施

(ｳ) ｅ－ラーニングを活用した研修の実施

(ｴ) 人事担当者及び障害者職業生活相談員等が各種セミナー、講習会、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座等を受講

(ｵ) 新規採用職員や昇任者等に対する研修等において、障害に関する理解・啓発を促進

（２）障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

ア　障害者である職員の採用に際し、厚生課医師立会いの下、面談を実施し、障害の特性を確認の上、最適な業務を検討

イ　採用後は、少なくとも年３回、身上担当者等による面談を実施し、一人ひとりの障害特性に応じた合理的配慮を提供

ウ　職務遂行状況や習得状況等に応じ、職務の選定・創出、配置転換等を継続的に検討

（３）障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

厚生労働省の障害者差別解消指針[2]及び合理的配慮指針[3]を踏まえつつ、次の事項を推進

ア　職務環境

障害者である職員一人ひとりの障害特性に配意し、

(ｱ) 作業施設・福利厚生施設等（多目的トイレ、スロープ、エレベーター、休憩室等）を整備

(ｲ) 就労支援機器（音声読み上げソフト等）を導入

(ｳ) 身上担当者等を補助者として指定

(ｴ) 作業手順の簡素化や見直しを実施

---

[2] 障害者に対する差別の禁止に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針（平成27年厚生労働省告示第116号）

[3] 雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会若しくは待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成27年厚生労働省告示第117号）

イ　募集・採用

(ｱ) ホームページへの職員採用に関する募集案内等の掲載時、アクセシビリティ[4]の確保を図るとともに、障害者団体を通じた周知を行うなど、障害者が必要な情報を得られるよう対応

(ｲ) 採用選考において、障害特性に応じ、バリアフリー施設の選定、就労支援機器の設置、就労支援機関職員の同席等に配慮

(ｳ) 障害者を非常勤職員として雇用し、民間企業等への正規就労へとつなげる「神奈川県警察チャレンジオフィス（仮称）」を設置

ウ　働き方

障害者である職員の障害特性とライフスタイルに応じ、テレワーク勤務、フレックスタイム、各種休暇制度等を活用

エ　キャリア形成

(ｱ) 採用時研修や専科研修、講習等の受講による実務能力や専門性の向上

(ｲ) 公募型人事制度[5]の活用促進

オ　その他の人事管理

(ｱ) 身上担当者による面接、ヒアリング並びにアンケートによる意見聴取及び自己申告制度の活用によって、中途障害者を含めた障害者である職員の障害特性や希望部署、業務への適性等を把握した上、適正な人事配置を促進

(ｲ) 障害者である職員が希望する場合には、就労パスポートの活用等により、就労支援機関等と障害特性等の情報を共有し、適切な支援の実施や合理的配慮の提供

（４）優先調達等

優先調達推進法[6]に基づく障害者就労施設等への発注等を通じ、障害者の活躍の場の拡大を推進

---

[4]アクセシビリティとは、障害者等を含む誰もがホームページ等から提供される情報や機能を支障なく利用することができること。

[5]公募型人事制度とは、業務の特殊性や専門的な知識を必要とするポストについて、広く職員から希望を募り、知識と能力のある人材を登用するもの。

[6] 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）

Ⅲ　運転免許センターの来場者新駐車場の運用開始について

１　概要

自動車運転免許試験場は、平成30年４月６日に新庁舎（本館棟）が完成し、同年５月６日より施設名称を運転免許センターと改め、運用を開始している。

現在、運転免許センターの来場者用駐車場は、近隣の県有地を民間事業者に有償で貸与し、暫定駐車場として運用しているところであるが、運転免許センターの敷地内に整備中の新たな駐車場が令和２年５月に完成し、県警察が直接管理する有料駐車場とする予定である。

新たな駐車場は、県が利用者から使用料を徴することから、地方自治法第228条の規定に基づいて、駐車場の使用料に関する条例を制定する予定である。

○　施行日　令和２年５月８日

２　駐車場概要

区　　分	現駐車場（暫定）	新駐車場（案）
使　用　料 （１回につき）	午前６時～午後６時　700円 午後６時～午前６時　200円	1,000円
利用可能台数	228台	228台（300台） ※ 通常は228台で運用し、 混雑時に72台分を開放